(6)
届　　出　　日　平成28年４月６日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ
住所又は所在地　英領西インド諸島　KY1-1109　ケイマン諸島　グランドケイマン　ジョージタウン
シェデンロード　ワンキャピタルプレイス

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2015年６月30日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】日興カントリー・ファンズ－日興ロシア・プロスパリティ・ファンド 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ　L-2557　ロベルトシュトゥンパー通り9A	―

(7)
届　　出　　日　平成28年４月８日
届　　出　　者　デロイト・エルエルピー
住所又は所在地　英国　EC4A　3BZ　ロンドンニューストリートスクエア２
2016年３月15日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。
(8)
届　　出　　日　平成28年４月８日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ
住所又は所在地　英領西インド諸島　KY1-1109　ケイマン諸島　グランドケイマン　ジョージタウン
シェデンロード　ワンキャピタルプレイス

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2016年３月16日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】日興ワールド・トラストーワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ　L-2557　ロベルトシュトゥンパー通り９Ａ番	―
2016年３月31日	同上	【名称】日興ワールド・トラストー日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て） 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ　L-2557　ロベルトシュトゥンパー通り９Ａ番	―

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１６６号
兵庫県西宮市門戸荘３番８号
債務者　リサイクルブティックＫｉＫｉこと　三浦　容子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７７号
兵庫県西宮市門戸荘３番８号
債務者　三浦　孝夫
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６４号
埼玉県新座市野火止５丁目18番22―201号、旧住所埼玉県新座市栄４丁目７番17―506号
債務者　江守　　斉
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池本　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
埼玉県川口市領家１丁目22番14号　アーバニティ101号、旧住所埼玉県川口市領家１丁目２番20号
債務者　高瀬　　晃
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　敏宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
愛知県みよし市三好町平池７番地73
債務者　谷嵜　俊之
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
京都市伏見区竹田醍醐田町40番地８
債務者　**德**田　友久
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　卓司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
愛知県瀬戸市若宮町３丁目117番地の３、前住所岐阜県下呂市金山町祖師野199番地15
債務者　長谷部益大
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１５４号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番６－509号、前住所兵庫県尼崎市道意町６丁目３番地　ハイム武庫川東リヴィエール806号
債務者　寺阪　公彦
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係